

日本臨床宗教師会ニュースレター

第9号

新会長挨拶

日本臨床宗教師会が発足して5年が経ち、島藺進会長が辞意を示されました。それにより、副会長4名の中から私が2代目の会長に推薦されましたが、適任ではないと自分では思っております。島藺初代会長の大きかたにして温和で目配りと抑制の効いた采配により、日本臨床宗教師会は最初期の5年をほぼ順調に活動を展開できたと思っております。島藺先生、これまでのご尽力、まことにありがとうございます。そして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。2代目は3代目の本格会長に引き継いでいくための、3代将軍徳川家光の前の秀忠のような繋ぎ役だと心得ていますが、時期が時期だけにみなさまのご協力を得て、このコロナ禍に苦しむ難局をくぐり抜け、次代に繋いでいきたいと思ひます。

私は、神社本庁の発行する神職資格（正階）を持っておりますが、自身は「神仏習合諸宗協働フリーランス神主」とか「神道ソングライター」とか「石笛・横笛・法螺貝奏者」を自称して自由に活動をしてきました。ので、本会会長を務めるような正統派の「宗教家」ではありません。しかし、若い頃から自由に求道し表現しつつ独自の「宗教活動」を展開してきたとは思っております。自費出版も含めれば、詩集も3冊出しています（近作は『常世の時軸』『夢通分婉』『狂天働地』）。

私が考える「臨床宗教師」のモデルの一人は、遠藤周作の『深い河』の天津青年で、やむにやまれぬ思いと熱情と志に衝き動かされながら、神の愛・キリストの愛を受肉し、苦悩の渦巻く現場に悩みながら応答していく存在です。

そして、もう一人のモデルは、「臨床宗教師」という定義や枠には収まりませんが、『苦海浄土』や新作能『沖の宮』を著わし、生者と死者の声ならぬ声をこの世にしかと語り伝えた作家の石牟礼道子さんです。天津と石牟礼さんはわたしにとって汲めども尽きぬ「臨床宗教」のメッセージを発信してくれます。この声に耳を傾けながら、日本臨床宗教師会の会員のみなさまの声を受け止めて参りたく思いますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



2021年6月

日本臨床宗教師会 会長 鎌田東二
(上智大学大学院実践宗教学研究科特任教授)

新会長挨拶	p. 1
令和3年度総会	p. 2
役員・委員会について	p. 2
令和2年度事業報告・決算報告	p. 3
令和3年度事業計画・予算	p. 3
定款の改定	p. 5
会員数の報告	p. 5
会員規則の改定	p. 5
資格更新条件の解説の改定	p. 5
資格制度細則の改定	p. 5
指導者登録	p. 8
資格認定委員会報告	p. 8
倫理委員会報告	p. 8
研究委員会報告	p. 8
全国連携委員会報告	p. 9
継続研修のコロナ対応	p. 9
教育プログラムのコロナ対応	p. 9
令和2年度第1回理事会議事録	p. 9
令和2年度第2回臨時理事会 議事録	p.11
令和2年度第3回理事会議事録	p.12
事務所住所の変更	p.14
COVID-19感染拡大時のスピリチュ アルケア提供者の活動状況について	p.14
困った時の頼み方：リファアーの すすめ	p.16

令和3年度総会

新型コロナウイルスの流行により、昨年度と同様に、3月9日(火)から3月29日(月)にかけてオンラインフォームもしくはFAX、郵送で議決権行使をしていただき、3月31日(水)に東北大学大学院文学研究科内で対面とオンラインで総会を開催しました。その内容をまとめて、以下8ページまでお知らせします。

役員・委員会について

理事・監事とも任期満了となり、会長も交代して新体制になりました。詳しくは以下のとおりです。

役員一覧 (2021 (令和3) 年4月)

会長 鎌田東二 (上智大学)
 副会長 大下大圓 (日本スピリチュアルケア
 ワーカー協会)
 金田諦應 (東北臨床宗教師会)
 窪寺俊之 (兵庫大学)
 瀧口俊子 (放送大学)
 顧問 石井研士 (國學院大學)
 伊藤文雄 (元・ルーテル神学校)
 ワルデマール・キッペス
 (元・臨床パストラル教育研究センター)
 高木慶子 (上智大学)
 事務局長 谷山洋三 (東北大学)
 事務局次長 鍋島直樹 (龍谷大学)
 理事 井川裕覚 (関東臨床宗教師会)
 池内龍太郎 (いけのうち内科精神科
 クリニック)
 伊藤雅之 (愛知学院大学)
 大村哲夫 (東北大学)
 黒川雅代子 (龍谷大学)
 小林 茂 (北海道臨床宗教師会)
 小西達也 (武蔵野大学)
 佐藤慶太 (鶴見大学)
 篠原鋭一 (自殺防止ネットワーク風)
 杉岡孝紀 (龍谷大学)
 鈴木岩弓 (東北大学)
 曾根宣雄 (大正大学)
 童銅啓純 (四国臨床宗教師会)
 新田忍澄 (東北臨床宗教師会)
 沼口 諭 (沼口医院)
 野々目月泉 (関西臨床宗教師会)
 榊野統胤 (中国地方臨床宗教師会)
 松本峰哲 (種智院大学)

武藤隆広 (中部臨床宗教師会)
 森崎雅宝 (高野山大学)
 山口達也 (九州臨床宗教師会)
 監事 柏木哲夫 (淀川キリスト教病院)
 島蘭 進 (上智大学)

委員会

(1)資格認定委員会

顧問：柏木哲夫
 委員長：小西達也
 副委員長：金田諦應、瀧口俊子、杉岡孝紀
 事務局サポート (鍋島直樹、高橋原、谷山洋三)

(2)研究委員会

委員長：森崎雅宝
 委員：伊藤雅之、佐藤慶太、曾根宣雄
 事務局サポート (井川裕覚)

(3)倫理委員会

委員長：瀧口俊子
 副委員長：大村哲夫
 委員：女性1名、男性1名

(4)継続教育委員会

委員長：大下大圓
 委員：松本峰哲、榊野統胤、森田敬史
 事務局サポート (打本弘祐、谷山洋三)

(5)教育プログラム認定委員会

委員長：鈴木岩弓
 委員：鍋島直樹、谷山洋三

(6)運営委員会

委員長：鎌田東二
 委員：大下大圓、金田諦應、瀧口俊子、窪寺俊之
 事務局サポート (谷山洋三、鍋島直樹、高橋原)

(7)全国連携委員会

顧問：島蘭進
 委員長：金田諦應
 委員：小林茂、新田忍澄、井川裕覚、武藤隆広、
 野々目月泉、榊野統胤、童銅啓純、山口達也
 事務局サポート (高橋原、森田敬史)

メールアドレス (登録アドレス以外でも受信可)

事務局 sicj@g-mail.tohoku-university.jp

倫理委員会 rinri@sicj.sakura.ne.jp

・第2回臨時理事会 令和2年5月27日～6月2日 役員メーリングリスト

・第3回理事会 令和2年9月12日 オンライン

・第6回資格申請受付 令和2年7月

・第7回資格申請受付 令和2年12月

令和2年度事業報告・決算報告

・第5回フォローアップ研修・総会の延期 令和2年3月9日～10日 東北大学

・第5回総会 令和2年6月23日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）

・第5回資格認定（修了者13名／先駆者3名／返上2名：総計200名）

・第6回資格認定（修了者3名：総計203名）

・第5回教育プログラム認定（指導者登録抹消1名：総計9大学・機関／指導者22名登録）

・第6回教育プログラム認定（増減なし）

・第1回理事会 令和2年3月8日～3月31日 役員メーリングリスト

令和3年度事業計画・予算

・第5回フォローアップ研修 令和3年3月8日 東北大学（オンライン）

・第6回総会 令和3年3月31日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）

・第7回資格認定（修了者7名／先駆者1／返上3名：総計208名）※昨年度までに計算ミスがあり、実際には現在の総計は203名です。

・第8回資格認定

一般社団法人日本臨床宗教師会収支決算書

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

(単位=円)

科目	予算額	決算額	差異	
I 収入の部				
1. 会費収入	¥ 1,600,000	¥1,804,500	¥ 204,500	※1
2. 資格認定料	¥ 600,000	¥ 280,000	¥ -320,000	
3. 研修参加料	¥ -	¥ -	¥ -	※2
4. 寄附金収入	¥ -	¥ 70,000	¥ 70,000	
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -	
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -	※3
7. 雑収入（前期・当期法人税還付金）	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	
8. 受取利息	¥ 10	¥ 43	¥ 33	
収入合計(A)	¥ 2,250,010	¥2,204,543	¥ -45,467	
II 支出の部				
1. 会議費	¥ 1,500,000	¥ 268,340	¥ -1,231,660	※4
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 105,534	¥ 5,534	
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -	
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ -10,000	
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 206,790	¥ -93,210	
6. 支払報酬	¥ 500,000	¥ 507,084	¥ 7,084	※5
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 51,433	¥ -48,567	
8. 雑費	¥ 50,000	¥ 40,213	¥ -9,787	
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	
支出合計(B)	¥ 2,610,000	¥1,229,394	¥ -1,380,606	
当期収支差額(C=A-B)	¥ -359,990	¥ 975,149	¥ 1,335,139	
前期繰越収支差額(D)	¥ 5,656,785	¥5,656,785	¥ -	
次期繰越収支差額(C+D)	¥ 5,296,795	¥6,631,934	¥ 1,335,139	

※1 決算額には翌年度参加料事前入金分を含む

※2 フォローアップ研修中止のため収入なし

※3 同上

※4 主たる用途は役員会、各地研修会に伴う交通費

※5 弁護士・司法書士報酬

一般社団法人日本臨床宗教師会令和3年度収支予算書
(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

(単位＝円)

科目	R2予算額	R2決算額	R3予算額	R2予算との差異	備考
I 収入の部					
1. 会費収入	¥ 1,600,000	¥ 1,804,500	¥ 1,600,000	¥ -	正会員297名、団体12団体他 (R3年度初)
2. 資格認定料	¥ 600,000	¥ 280,000	¥ 300,000	¥ -300,000	15名見込
3. 研修参加料	¥ -	¥ -	¥ 75,000	¥ 75,000	
4. 寄附金収入	¥ -	¥ 70,000	¥ -	¥ -	
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
7. 雑収入	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	法人税還付金
8. 受取利息	¥ 10	¥ 43	¥ 40	¥ 30	
収入合計 (A)	¥ 2,250,010	¥ 2,204,543	¥ 2,025,040	¥ -224,970	
II 支出の部					
1. 会議費	¥ 1,500,000	¥ 268,340	¥ 300,000	¥ -1,200,000	
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 105,534	¥ 100,000	¥ -	
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ 10,000	¥ -	慶弔費
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 206,790	¥ 300,000	¥ -	認定証・NL・リーフレット
6. 支払報酬	¥ 500,000	¥ 507,084	¥ 500,000	¥ -	
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 51,433	¥ 100,000	¥ -	
8. 雑費	¥ 50,000	¥ 40,213	¥ 50,000	¥ -	振り込み手数料、カーナビ使用料、IDカード製作費等
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	仙台市
支出合計 (B)	¥ 2,610,000	¥ 1,229,394	¥ 1,410,000	¥ -1,200,000	
当期収支差額 (C=A-B)	¥ -359,990	¥ 975,149	¥ 615,040	¥ 975,030	
前期繰越収支差額 (D)	¥ 5,656,785	¥ 5,656,785	¥ 6,631,934	¥ 975,149	
次期繰越収支差額 (C+D)	¥ 5,296,795	¥ 6,631,934	¥ 7,246,974	¥ 1,950,179	

- ・第7回教育プログラム認定（指導者登録1名：総計9大学・機関／指導者23名登録）
- ・第8回教育プログラム認定
- ・第1回理事会 令和3年3月7日 オンライン
- ・第2回理事会 令和3年9月中旬
- ・第8回資格申請受付 令和3年7月
- ・第9回資格申請受付 令和3年12月
- ・出版事業の準備開始

定款の改定

・准会員は、元々「先駆者」資格申請前の入会者を想定していたが、実際には資格申請時に同時に正会員に申込ができるため、機能していなかった。各教育プログラムの中で「非宗教者」の修了者が増えていくことから、このような人材を対象とした内容に変更する（第9条）

（准会員）

第9条 准会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本法人が主催若しくは指定する臨床宗教師の研修を修了した者

(2) その他、理事会が認めた者

・入会した年度には入会金を納入することで入会確定とし、年会費は入会の翌年度から納入する。これにより、既会員と新会員において納入金の差は生じない（第11条）

（会費）

第11条 会員は、別に定める入会金及び会費を本法人に納入しなければならない。

- ・「当法人」を「本法人」に統一する（第1条第2項、第3条第1項、第3条（9）、第4条（3）、第36条（2））
- ・総会議決権をもつ会員は「正会員」であるため、単に「会員」となっている表記を「正会員」に改める（第17条）

会員数の報告

入会者数：正会員16名、准会員2名。退会者数：正会員12名、賛助会員（個人）1名。合計して2021年5月1日現在の会員数は、正会員292名、准会員2名、賛助会員（個人）5名、賛助会員（団体）13団体となった。

<入会者> 浅川範之、平間俊宏、岩井浩子、中島朱美、柳本晃教、牛田匡、西田智洋、徳尾真龍、永見宏樹、染谷典秀、江尻徹誠、安井幹直、伊藤雅之、中西正導、竹林真悟、赤星大道（以上、正会員）

佐々木隆志、塚本利朗（以上、准会員）
<退会者> 後藤泰彦、酒井介山、竹中史江、鷲阪恵子、伊藤大智、藤岡隆二（隆円）、清水正彦、西脇大成、植村祐衣、桑野賢瑞、中村浩士、渡邊真教（以上、正会員）
石田智明（賛助会員（個人））

会員規則の改定

・昨年9月の理事会で准会員の位置づけの変更が検討された。准会員は非宗教者であるため資格申請はできないように改定した一方で、フォローアップ研修に参加し指導を受けることができることが確認された。

・会費未納による退会については、督促にかかる3ヶ月の手続きを省き、3年間の未納で即退会となるが、今後は2年未納時点で強く督促することになった。

・規則の改定は、理事会出席者の過半数によって承認することになった。

・昨年9月の理事会での提案を受け、本年3月の理事会で「入会金」の設定を行った。入会した初年度は「入会金」のみを納入し、翌年度から「年会費」を納入するので、既会員と新会員において納入金の差は生じない。

資格更新条件の解説の改定

倫理講習やスピリチュアルケアに関する研究会について、ディスカッションや講読式の研修が開催されており、教育効果も高いと思われる。そこで、資格更新条件の解説のうち、第2章第4節と第5節で、「講義」となっているところを「講義等」に改定した。

資格制度細則の改定

・現在の細則は、申請者は基本的に認定するという文言になっている。これを改めて、資格認定委員会で合否判定の審査をすることを明確にした。

・「修了者」の資格申請条件に、「宗教者としての実務経験を認定教育プログラム受講時点で3年以上」を追加した。ただし、各教育プログラムの都合を考慮し、本条項については施行まで2年間の猶予を定める。

・「先駆者」の資格申請条件に、「宗教者としての実務経験を申請時点で10年以上」を追加した。

・以上の改定に伴い文言を訂正した。

・以下、下線部が改定した箇所である。赤字箇所は次回理事会で訂正予定。

一般社団法人日本臨床宗教師会 資格制度細則

(主旨)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

(資格認定委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

(資格の名称)

第4条 本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

(資格の審査)

第5条 「認定臨床宗教師」の資格申請内容は、委員会において審査され、本法人の理事会において承認されなければならない。

(認定教育プログラム)

第6条 本細則における「認定教育プログラム」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に認定された教育プログラムを指す。

(資格申請条件①)

第7条 認定教育プログラムの修了者が資格申請をする場合は、次の(1)～(3)のすべての条件を満たさなくてはならない。

(1) 本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

(2) 認定教育プログラムの修了者であることを証明できる者。

(3) 宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、認定教育プログラムを受講開始時点で3年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学籍（正しくは「学歴」）、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績について

は、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に（正しくは「の」）責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 宗教者としての実務経験を証明する書類： 宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書。

(5) 認定教育プログラムの修了証の写し

(6) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加1単位、会話記録検討1単位

(7) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(8) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(9) 身分証明書： 住民票（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）

(資格申請条件②)

第8条 本細則第7条に定める者以外が資格申請をする場合は、次の(1)～(4)のすべての条件を満たさなくてはならない。

(1) 本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

(2) 臨床宗教師に類する300時間以上の臨床経験をもちつる者。

(3) 申請時点で満30歳以上の者。

(4) 宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、申請時点で10年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学籍（正しくは「学歴」）、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績について

は、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書：ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等に（正しくは「の」）責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 宗教者としての実務経験を証明する書類：宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書。

(5) 臨床経験を証明する書類：臨床実績を明記した医療福祉機関等の責任者による推薦書。

(6) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証：フォローアップ研修参加1単位、会話記録検討1単位、活動内容検討1単位、倫理講習1単位

(7) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書：本法人所定の書式。

(8) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書：本法人所定の書式。

(9) 本法人役員2名による推薦書

(10) 身分証明書：住民票（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）

(資格認定の費用)

第9条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。

(有資格者の氏名)

第10条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、原則として戸籍名により認定される。やむを得ない事情により通称名等の使用を希望する場合は、別に定める手続きを経て、通称名等の使用もしくは併記を認めることがある。

(資格の更新)

第11条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

(1) 本法人が認定ないし指定する倫理講習の受講証明書：2単位

(2) 本法人が認定ないし指定する継続研修受講修了証：フォローアップ研修参加3単位、会話記録検討3単位、活動内容検討3単位。

(3) 本法人が認定ないし指定するスピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書：3単位。写しでも可。

(4) 年間活動報告書：毎年作成し、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出。

(5) 身分証明書：令和元年8月以前に資格認定を受けた者については、本細則第7条第2項の(9)または、本細則第8条第2項の(10)に定められた書類。

(資格更新の期限)

第12条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格認定証に記された有効期限内にすべての審査を終えられるように手続きを行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、別に定める手続きを経て資格更新期限を3年を限度として延長できる。

(1) 国外在住・介護・産休・育休などの理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(2) 病気その他やむを得ない理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(資格更新の費用)

第13条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

(資格認定証の授与)

第14条 資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

2. 有資格者が希望する場合にはIDカードを発行する。

3. 有資格者が再発行を希望する場合、資格認定証には2千円、IDカードには3千円の再発行手数料を納入する。

(変更届の提出)

第15条 本細則の第7条及び第8条で定められた申請書類について、申請内容に変更が生じた場合には、原則として半年以内に変更届を提出しなければならない。特に本細則第7条第2項の(1) (3) (8) (9)及び本細則第8条第

2項の(1)(3)(8)(10)については、本細則第14条と同様に理事会の承認を要する。承認が得られない場合は、資格の剥奪・停止になることがある。

(資格の剥奪・再教育など)

第16条 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」に違反、もしくはその疑義が生じたときには、別に定める倫理委員会細則に従って、倫理委員会による調査が行われ、理事会の承認を経て、再教育、資格の剥奪・停止、もしくは退会処分等の処遇が決められる。

(細則の改定)

第17条 本細則の改定は、本法人理事会においての過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、平成30年3月5日より施行する。
2. ただし、第7条(5)は平成30年3月7日より施行する。
3. 本細則は、平成30年12月12日より改正・施行する。
4. 本細則は、平成31年3月4日より改正・施行する。
5. 本細則は、令和元年6月12日より改正・施行する。
6. 本細則は、令和元年9月8日より改正・施行する。
7. 本細則は、令和2年3月31日より改正・施行する。
8. 本細則は、令和3年3月8日より改正・施行する。
9. ただし、第7条第1項(3)は令和5年3月31日より施行する。

指導者登録

- ・竹中央江会員より退会届があり、これに伴い指導者登録を抹消した
- ・上智大学より、井川裕覚会員の指導者登録申請があり、承認した

資格認定委員会報告

・認定臨床宗教師認定について、修了者10名、先駆者1名の認定、資格返上者3名(3名とも退会に伴う)、暫定資格延長1名(9月に延長としたが、今年3月に修了者として資格授与)を承認した。認定者一覧は本法人ホームページに掲載する。

<先駆者> 牛田匡

<修了者> 浅川範之、藤懿希、平間俊宏、
岩井浩子、佐々木雅代、徳尾真龍、中島朱美、
中西正導、源智道、柳本晃教

<資格返上> 植村祐衣、藤岡隆二(隆円)、
桑野賢瑞

- ・令和3年度は「修了者」のみ資格申請を受け付け、「先駆者」の申請は受け付けない。
- ・資格更新の猶予については細則に定められているとおりで、今般のコロナの影響で長期間活動停止になった場合も、猶予の対象になる。

倫理委員会報告

- ・日本臨床宗教師会FU研修においては中止であったが、その後オンラインで倫理講習を実施した。
- ・全国倫理委員会連絡会もCOVID-19により中止になった。
- ・葬儀やオンライン、緩和ケア病棟での対応等についての相談があった。
- ・大村副委員長より「葬儀と臨床宗教師」を参考資料として全国の倫理委員に配布。また、「オンラインにおける臨床宗教師活動と倫理」を日本臨床宗教師会のニュースレターを通して発信した。
- ・倫理講習を実施した(旅費本会負担): 関東臨床宗教師会(オンデマンド)、中部臨床宗教師会(オンライン・対面)、関西臨床宗教師会(オンライン・対面)、九州臨床宗教師会(オンライン)、東北臨床宗教師会(オンデマンド)、北海道臨床宗教師会(オンライン)
- ・書面による通告案件はなし。
- ・「相談」若干件: 金員授受、多重関係(自坊とのリンク、医療と自坊など複数)、資格呼称など
- ・懸案だった資格停止中の会員については、会費未納のため退会した。

研究委員会報告

- ・各教育プログラムの実施状況等を調査した。
- ・講義についてはオンライン方式を使えるが、対面での実習ができないのが問題となっている。
- ・令和2年度は東北大学、龍谷大学、大正大学、日本スピリチュアルケアワーカー協会プログラムを実施した。
- ・令和3年度は、東北大学、大正大学、上智大学、愛知学院大学、種智院大学、龍谷大学、高野山大学、日本スピリチュアルケアワーカー協会実施予定。

全国連携委員会報告

- ・年に6回実施を基本にして、何か決め事をするということではなく、各地の情報共有や意見交換の場としている。
- ・九州の豪雨災害やオンラインにおける倫理的な問題、資格申請や資格更新等が話題になった。
- ・災害の報告。コロナで活動見送りが目立つ。カフェは炊き出しの部類にあたる。八代市においては、カフェ活動が認められる可能性あり。
- ・今後、以下の点を検討していただきたい。
 - 1) ケア提供者の質のばらつきへの指摘。宗教者の実践年数などの問題も出てきている。宗教者/ケア提供者の質をどう高めていくか。
 - 2) 教育プログラムにおける教育者が責任を持った指導とその後の伴走をお願いしたい。地区の継続研修にお任せされるのは荷が重い。教育機関における教育の充実を願いたい。
 - 3) 教育プログラムへ入学=通過する現状への指摘。審査厳格化を要望。
 - 4) 臨床宗教師における指導者の立場を明確化。指導者の目的と役割の議論がされていない。現場では混乱している。

継続研修のコロナ対応

令和2年12月までとしていた新型コロナウイルス流行に伴う特別措置により、オンライン（リアルタイムまたはオンデマンド配信等）での継続研修が行われていますが、当面継続されることになった。

教育プログラムのコロナ対応

令和2年12月までとしていた新型コロナウイルス流行に伴う特別措置により、オンライン（リアルタイムまたはオンデマンド配信等）を含む教育プログラムが行われていますが、当面継続されることになった。

令和2年度第1回理事会議事録

日時： 令和2（2020）年3月8日（月）～3月31日（火）

会場： 役員メーリングリスト

出席： 島蘭進（会長）、高木慶子（監事）、柏木哲夫（監事）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二（副会長）、窪寺俊之（副会長）、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、杉岡孝紀、篠原鋭一、鈴木岩弓、曾根宣雄、沼口論、引田弘道、松本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、井川裕寛、武藤隆広、上田禮子、榊野統胤、童銅啓純、吉尾天声、小林茂（オブザーバー）

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和元年度第3回理事会議事録）
2. 入退会申込者の承認（資料2：入退会）
 - ・正会員12名（うち准会員から変更1名）、賛助会員（個人）1名、賛助会員（団体）1団体の入会。正会員4名の退会が承認され、次のようになった。
 - ・合計：正会員286名、准会員0名、賛助会員（個人）9名、賛助会員（団体）13団体
3. 役員・委員会について（資料3：役員一覧・委員会）
 - ・上田禮子理事（関西臨床宗教師会）が退任し、野々日月泉・関西臨床宗教師会会長が理事就任
 - ・北海道臨床宗教師会の設立により、小林茂・北海道臨床宗教師会会長が理事就任
 - ・前田伸子理事の逝去により、佐藤慶太・鶴見大学副学長が理事就任
 - ・前田伸子倫理委員の欠員補充として、新規入会の女性会員
 - ・新たに設ける「全国連携委員会」の委員長に、金田諦應副会長。委員に各地臨床宗教師会代表者8名（小林茂理事、新田忍澄理事、井川裕寛理事、武藤隆広理事、野々日月泉理事、榊野統胤理事、童銅啓純理事、吉尾天声理事）
4. 役員選出規則について（資料4：役員選出規則（案））
 - ・会員より、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との関係性が不明確だという指摘があったため、新たに「役員選出規則」を作り、日本臨床宗教師会理事に各地の臨床宗教師会の代表者（かならずしも各地の会長でなくていい）が就任することの根拠を明確にした（役員選出規則第4条（2））。
 - ・倫理事案の最終決定は理事会が行うため、理事には倫理綱領・倫理ガイドラインについての理解が不可欠であることから、日本臨床宗教師会理事に、倫理講習受講を義務化したい（役員選出規則第15条（2））。
5. 全国連携委員会について（資料5：委員会規則の改正）
 - ・これまで任意で各地臨床宗教師会連絡会が開催されてきたが、日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会との連携・協力・情報共有は本会の運営上、必要不可欠なことから、この際「全国連携委員会」を新たに設置したい（委員会規則の別表に追加）。
6. 全国連携委員会細則について（資料6：全国連携委員会細則（案））
 - ・形式的な内容であるが、上記4・5の議案と同様に、日本臨床宗教師会理事に各地の臨床宗教師会の連携・協力・情報共有の意義を明確にしたい。（全国連携委員会細則第5条）
7. 各委員会より報告・各細則について

- (1) 教育プログラム認定委員会
- ・ミカ・モトサンチェズ会員より退会届があり、これに伴い指導者登録を抹消する。
- (2) 資格認定委員会
(資料7：氏名表記変更手続き)
- ・27名から申請があり、26名について承認した。不承認の1名については異議があれば再提出を求める。
(資料8：認定臨床宗教師認定)
 - ・修了者10名、先駆者3名の認定を承認した。
 - ・資格返上者3名(うち2名は退会に伴う)を承認した。
 - ・資格内容変更4名を承認した。いずれも北海道臨床宗教師会設立にともなう、北海道東北臨床宗教師会から北海道臨床宗教師会への所属変更。
 - ・変更手続き書類未提出により1名について一時的に資格を停止する。
(資料9：資格制度細則の改正) (資料10：資格認定委員会報告書)
 - ・資格制度細則については別添の報告書参照。
- (3) 継続教育委員会(資料9：資格制度細則の改正) (資料11：資格更新条件の解説)
- ・資格制度細則については別添の報告書(資料10)参照。
 - ・更新条件に「年間活動報告書」を追加する(資格制度細則第11条(4))。これにともない、誤解を避けるために、これまでの「活動記録検討」を「活動内容検討」に変更する(資格制度細則および資格更新条件の解説の数カ所)。
 - ・やむを得ない理由により資格更新条件を満たすことができない場合を想定し、3年を限度に猶予できるようにした(資格制度細則第12条)。
 - ・資格制度細則第11条(5)の住民票と身分証明書の提出について、2019年春までに資格認定を受けた者については、資格更新時までにすることにした。
- (4) 倫理委員会(資料12：倫理委員会報告書)
- ・フォローアップ研修での倫理講習を7回実施した他、全国倫理委員長連絡会など数回の会議・打ち合わせを行った。
 - ・本人および関係者からの「相談」：「葬儀」に関わる相談など多数あったが、「申立書」による倫理案件はなかった。各地の倫理委員長へ「葬儀と臨床宗教師」の資料を配布した。倫理事例集の編集を推進する。
 - ・前田委員の逝去に伴い倫理委員を補充したい。女性会員1名を推薦する。
- (5) 研究委員会(資料13：研究委員会報告書)
- ・「臨床宗教師」を養成している9機関に対して、養成機関の現状を尋ねるアンケート調査を行った。「臨床宗教師」に関する基本的情報が講義の中で伝えられているかどうかの再点検の必要性、教育プログラム実

- 施中に倫理問題が生じてしまった場合への対応など、課題も明らかになった。詳しくは報告書参照。
8. 平成31年度(令和元年度)事業報告・決算報告(資料14：決算報告)
- ・第4回フォローアップ研修・総会 平成31年3月4日～5日 龍谷大学
 - ・第3回資格認定(修了者13名/返上1名：総計171名)
 - ・第4回資格認定(修了者14名/先駆者1名：総計186名)
 - ・第3回教育プログラム認定(新規指導者1名：総計9大学・機関/指導者23名登録)
 - ・第4回教育プログラム認定(増減なし)
 - ・第1回理事会 平成31年3月4日 龍谷大学
 - ・第2回臨時理事会 令和元年6月7日～6月12日 役員メーリングリスト
 - ・第3回理事会 令和元年9月8日 鶴見大学
 - ・第4回資格申請受付 令和元年7月
 - ・第5回資格申請受付 令和元年12月
9. 令和2年度事業計画・予算案(資料15：予算案)
- ・第5回フォローアップ研修・総会 令和2年3月9日～10日 東北大学(中止)
 - ・第5回資格認定(修了者13名/先駆者3/返上2名：総計200名)
 - ・第6回資格認定
 - ・第5回教育プログラム認定(指導者登録抹消1名：総計9大学・機関/指導者22名登録)
 - ・第6回教育プログラム認定
 - ・第1回理事会 令和2年3月9日～3月16日 役員メーリングリスト
 - ・第2回理事会 令和2年9月中旬
 - ・第6回資格申請受付 令和2年7月
 - ・第7回資格申請受付 令和2年12月
10. 総会について(資料16：総会資料)
- ・議案は、役員改選、平成31年度(令和元年度)事業報告・決算報告、令和2年度事業計画・予算案
 - ・新型コロナウイルスの流行により3月9日(月)に予定されていた総会が中止となり、今後も状況改善の見遠いが立たないので、会員MLにて議案をお知らせし集計フォームで過半数をもって議決する(なお、会員MLに登録していない会員には郵送で対応する)。
11. 次回の理事会(案) 令和2(2020)年9月中旬 会場は東京
- 来年の理事会・総会、FU研修(案) 令和3(2021)年3月上旬 会場は仙台または東京
12. その他(資格制度について)
- 12-1 令和2年度資格申請受付について、先駆者の申請を受け付けるかどうか?

(受け付ける16票・受け付けない11票) 受け付けることで可決

以下は、資格制度について、継続審議のための意見収集

12-2 先駆者資格について(廃止の方向で進める9票・厳格化の方向で進める18票) 今後の議論の参考にする

12-3 修了者も含めて、宗教者位階について今後、資格の条件とするべきかどうか? (条件に加える9票・加えない15票) 今後の議論の参考にする

12-4 各宗教宗派の位階決定の方法論についての意見・アイデア(議決自由記述欄まとめ参照) 今後の議論の参考にする

12-5 資格制度に関するその他ご意見(議決自由記述欄まとめ参照) 今後の議論の参考にする

12-6 その他の意見(議決自由記述欄まとめ参照) 今後の議論の参考にする

以上

令和2年度第2回臨時理事会議事録

日時: 令和2(2020)年5月27日(水)~6月2日(火)

会場: 役員メーリングリスト

出席: 島藺進(会長)、高木慶子(監事)、柏木哲夫(監事)、大下大圓(副会長)、金田諦應(副会長)、鎌田東二(副会長)、窪寺俊之(副会長)、谷山洋三、鍋島直樹、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、杉岡孝紀、篠原鋭一、鈴木岩弓、曾根宣雄、沼口諭、引田弘道、松本峰哲、森崎雅宝、新田忍澄、井川裕寛、武藤隆広、榎野統胤、童銅啓純、吉尾天声
オブザーバー: 小林茂、佐藤慶太、野々日月泉

<議案>

1. 前回議事録の承認(資料1: 令和2年度第1回理事会議事録)

2. 入退会申込者の承認(資料2: 入退会)

・正会員8名の入会、正会員4名、賛助会員(個人)1名の退会が承認され、次のようになった。

・合計: 正会員290名、准会員0名、賛助会員(個人)8名、賛助会員(団体)13団体

3. 役員・委員会について(資料3: 役員一覧・委員会) **前回理事会の追認**

4. 平成31年度(令和元年度)事業報告・決算報告(資料4: 決算報告) **前回理事会の追認**

5. 令和2年度事業計画・予算案(資料5: 予算案) **前回理事会の追認(一部追加)**

・第2回臨時理事会 令和2年5月27日~6月2日 役員メーリングリスト

・第3回理事会 令和2年9月12日 東京またはオンライン

6. 総会について(資料6: 総会議案と資料) **議案は前回と同じ、対面2名以上で実施**

・議案は、役員改選、平成31年度(令和元年度)事業報告・決算報告、令和2年度事業計画・予算案

・新型コロナウイルスの流行により3月9日(月)に予定されていた総会を4月にかけてオンラインで実施したが、司法書士より登記変更ができる形式での総会開催が必要との指摘を受け、やむを得ず第2回臨時総会を開催したい。以下の日時・場所で、形式的な総会を実施する。なお、総会議案は前回と全く同じとする。

・令和2(2020)年6月23日(火) 14時~14時15分
会場は東北大学文学研究科棟9階939研究室

・会員2名以上の出席が必要

・会員は書面・電磁的方法で議決権を行使できる(4月と同様にオンラインフォームを利用するほか、FAX、郵送も利用できる)

・なお、3月の第1回理事会での決定事項について、顧問弁護士も司法書士も有効という判断を示した。

7. 次回の理事会 令和2(2020)年9月12日(土)

16時~19時 会場は東京またはオンライン

・これに先立って、同日または前日までに各委員会を開催。

<報告事項>

1. 登記変更手続きについて

・議案3の内容のうち、前田伸子理事と上田禮子理事の退任については、5月22日付けで登記変更手続きを完了した。

2. 継続研修のコロナ対応について(資料7: 継続研修の申し合わせ)

・運営委員会で決定し、5月5日付けでお知らせ済み

3. 教育プログラムのコロナ対応について(資料8: 教育プログラムの申し合わせ)

・運営委員会で決定し、5月5日付けでお知らせ済み

4. 准会員についてのアンケート

・現在、准会員の立場は以下のように規定されています。これは元々、「先駆者」として資格申請をする前段階を想定したものです。実質的には数例しか活用されていませんが、運用上は宗教者に限定されてきました。このたび、教育プログラムを修了した非宗教者の方から、「フォローアップ研修に参加し指導を受けたいので准会員として申請したい」という問い合わせを複数頂いています。実際、以下の定款・会員規則の文面は曖昧で、その対象が宗教者なのかどうかも不明です。もう少し具体的に記載するべきだと思います。非宗教者の会員を増やすかどうかということに関わりますので、今後の方向性を考えるために、役員各位のご意見をいただきたいと思っております。以下からお選びください。※票数については複数回答を含む

- 1.教育プログラム修了者であれば、非宗教者でも准会員として認める 12票
- 2.教育プログラム受講中の者であれば、非宗教者でも准会員として認める 6票
- 3.これまでの運用に従い、「先駆者」での資格申請を目指す宗教者に限定する 13票
- 4.その他

なお、教育プログラムを修了した非宗教者については、東北大学、上智大学、武蔵野大学等の修了者で潜在需要があります。

自由記述について：①②については特記するべきものなし、③については以下のとおり

(1) 准会員についてですが、総会での発言権はなく、宗教者以外は認定臨床宗教師の申請ができないという条件下であれば、教育プログラム修了者を准会員として共に継続研修をして学びを深めることはよいと思います。

(2) 修了後にフォローアップ研修など継続して受講可能なように准会員にはなれるけれど、宗教者ではないので正会員にはなれない。ということで、准会員についての会員規則第7条(2)のうちの「・資格認定を申請することができる。」を外してはいかがでしょうか。

(3) 准会員のアンケートに関しては、定款変更の上でFU研修等への参加資格を与えるべきだと思います。総会への参加及び議決権に関しては今後の討議が必要、認定臨床宗教師資格の申請については臨床宗教師会の根底に関わってくることで与えるべきではないと私は考えます。以上の理由で3としました。

(4) 名は体を表します。「臨床宗教師」が宗教師でなければ、社会に対して大きな誤解を与えることとなります。非宗教者を含めた概念は、「スピリチュアルケア師」にお任せすれば済むことだと思います。※事務局からのコメント：仮に非宗教者が准会員になったとしても「認定臨床宗教師」の申請は書類不備のため不受理となります。

(5) 報告事項4についてですが、宗教師という名称の意味合いを込めて、3としました。立ち上げ当初の先駆者の立場にしても、移行期の例外的なものとして非宗教者ではない先生方も認められたものと理解しています。しかし、今後、たとえばスピリチュアルケア師の宗教者部門のような位置づけに統合されるようであれば、その段階で整理されると良いかと思いました。※事務局からのコメント：「認定臨床宗教師」ははじめから全員宗教者です。正会員の中には非宗教者はいます。

以上

令和2年度第3回理事会議事録

日時： 令和2(2020)年9月12日(土) 16時～19時

会場： オンライン会議 (Zoom)

出席： 島蘭進 (会長)、高木慶子 (監事)、柏木哲夫 (監事)、金田諦應 (副会長)、鎌田東二 (副会長)、窪寺俊之 (副会長)、谷山洋三、鍋島直樹、井川裕寛、大村哲夫、黒川雅代子、眞如晃人 (小林茂代理)、小西達也、佐藤慶太、杉岡孝紀、鈴木岩弓、曾根宣雄、童銅啓純、新田忍澄、沼口論、野々目月泉、榎野統胤、武藤隆広、森崎雅宝、吉尾天声
欠席 (委任状あり)：中野東禪 (顧問)、ワルデマール・キッペス (顧問)、大下大圓 (副会長)、篠原鋭一、引田弘道、松本峰哲
欠席：石井研士 (顧問)、伊藤文雄 (顧問)

<議案>

1. 前回議事録の承認 (資料1：令和2年度第2回臨時理事会議事録)

2. 准会員について (資料1下部：第2回臨時理事会でのアンケート結果、資料2：会員規則)

谷山事務局長より第2回臨時理事会でのアンケート結果を受けて、以下の会員規則の改正案が提示され承認された。

・会員規則第7条(2) 准会員について、「本法人に対し、認定臨床宗教師の資格認定を申請することができる」を削除する。

谷山事務局長より以下の定款第9条(准会員)の改定案が提示され承認された。

(准会員)

(現定款) 第9条 准会員は、スピリチュアルケア・宗教的ケアに関わる地位にあつて、公共空間における臨床経験が300時間以上である者とする。

(改定案) 第9条 准会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本法人が主催若しくは指定する研修を修了した者

(2) その他、理事会が認めた者

金田副会長等からの提案により以下の点も確認された。

・推薦者が推薦するにあたり、理由を明確にし、理事会や総会において確認する等、審査基準をしっかりとしていくことにする。

3. 会員規則について (資料2：会員規則)

谷山事務局長より以下の改正案が提示され、⇒のように修正することが承認された。

・第2議案に関して第7条(2) 准会員について改正し、「本法人に対し、認定臨床宗教師の資格認定を申請することができる」を削除する。 ⇒ このまま
・第6条(会費)第3項と第9条(退会)について、督促後の期間を3カ月から「2カ月」に変更する。

⇒ 「納入せず、督促後なお会費を2カ月以上」を削除する。

・第23条（規則の改定）「本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。」を追加したい。 ⇒ このまま

4. 入退会について（資料3：入退会）

新たに正会員3名、准会員2名の入会と正会員1名の退会を承認し、会員数は正会員292名、准会員2名、賛助会員（個人）8名、賛助会員（団体）13団体となった。

なお、「会費未納者」のうち4名について理事会として会員継続を強く期待しているため、推薦者や各地の臨床宗教師会から慰留を働きかけ、次回の令和3年3月の理事会まで保留とする。翻意がなければ退会となる。

今後、理事会に「会費未納者」が「2年以上」の会員をリストにあげ、推薦者や各地の臨床宗教師会から督促・意向確認をしていくことにすることが話し合われた。

5. 会員の資格剥奪と除名について

谷山事務局長より以下の会員1名のこれまでの経緯について説明、提案がなされ、⇒のように対応することが承認された。

・本年第1回理事会において、会員1名が資格停止となり、別の身元保証人による確認書を7月末までに提出するよう求めた。

・4月中旬に、本会事務局の業務遂行を妨げる迷惑行為、並びに脅迫行為、名誉毀損行為がみられたことから、顧問弁護士と相談の上、本年4月に会長名で、このような行為を停止する勧告文書を送付し、事務局にメールでの連絡をしないよう求めた。

・身元保証人確認書が未達であるため、8月上旬に事務局より、未達であることの確認と、資格剥奪は避けられないが自ら返上することもできることを伝え、8月末までに対応するよう求めた。また、4月に勧告したにも関わらず、4月から7月にかけて15回迷惑メールが届いたため、迷惑行為が収まらないことから、顧問弁護士と相談の上、除名について検討を始める旨を連絡した。

・以上のような経緯により、資格剥奪は避けられないのではないか。資格認定委員会としては、顧問弁護士の確認が必要という判断。 ⇒ 資格剥奪手続きはこの過程の中で避けることができず、引き続き進める。

・また、以上のような重なる迷惑行為により、除名の手続きを開始してはどうか。 ⇒ 除名は手続きを開始する方向で事務局において準備・検討し、いろいろな反応に対して準備する。

・なお、同会員は、入会以来一度も年会費を納入しておらず、12月末までに入金を確認できない場合は、3年間未納となり、第3議案にて承認された第9条（退

会）に照らし合わせると、自動的に退会となる。

⇒ 12月31日までの会費未納によって、自然退会（「会員ではなくなる」）の処理をする。また、入金制度にしてはどうか。

6. 資格制度について（資料4：第1回理事会時アンケートの自由記述）

小西委員長より以下の報告がなされ、これからも議論していくということで承認された。

・今年度第1回理事会で、アンケートを実施し、以下の回答を得た。自由記述については省略するが、この際、ご意見を伺いたい。

12-1 令和2年度資格申請受付について、先駆者の申請を受け付けるかどうか？（受け付ける16票・受け付けない11票） →受け付けることで可決

以下は、資格制度について、継続審議のための意見収集

12-2 先駆者資格について（廃止の方向で進める9票・厳格化の方向で進める18票）

12-3 修了者も含めて、宗教者位階について今後、資格の条件とするべきかどうか？（条件に加える9票・加えない15票）

金田副会長の「そもそも宗教者とは？から始めないと、問題を先送りする会になってしまうのではないか」という意見を受けて話し合いがあり、問題提起として受け止める必要のある内容として、今後も継続して検討する予定。

7. 各委員会より報告・各細則について

（1）資格認定委員会（資料5：資格申請者）

・小西委員長より以下の報告がなされた。

・資格申請3名。いずれも修了者。

・暫定資格延長1名。今年度第1回理事会で、暫定資格を承認されたが、コロナ下においてフォローアップ研修が開催されず、やむを得ず延長が申請された。

（2）継続教育委員会

・天下委員長の代わりに、谷山事務局長より以下の提案があり、承認された。

・倫理講習やスピリチュアルケアに関する研究会について、ディスカッションや講読式の研修が開催されており、教育効果も高いと思われる。そこで、資格更新条件の解説のうち、第2章第4節と第5節で、「講義」となっているところを「講義等」に改定したい。

（3）倫理委員会

・鎌田委員長より以下の報告がなされた。

・日本臨床宗教師会FU研修においては中止であったが、その後オンラインで倫理講習を実施している。

・全国倫理委員会連絡会もCOVID-19により中止になっていて、オンライン開催を模索している。

・葬儀やオンライン、緩和ケア病棟での対応等についての相談があった。

・大村副委員長より「葬儀と臨床宗教師」を参考資料として全国の倫理委員に配布。また、「オンラインにおける臨床宗教師活動と倫理」を日本臨床宗教師会のニュースレターを通して発信した。

・継続案件として、第5議案で話し合われたA会員と、継続してB会員の問題がある。

(4) 研究委員会・教育プログラム認定委員会(資料6:各教育プログラムのアンケート)

・鈴木委員長より以下の報告がなされた。
 ・各教育プログラムの実施状況等を調査した。
 ・講義についてはオンライン方式を使えるが、対面での実習ができないのが問題となっている。

(5) 全国連携委員会

・金田委員長より以下の報告がなされた。
 ・第一回を7月12日に、第二回を9月7日に、何か決める事をするということではなく、各地の情報共有や意見交換の場としている。

・九州の豪雨災害やオンラインにおける倫理的な問題、資格申請や資格更新等を話題にしている。

・年に6回実施を基本にしている。

九州臨床宗教師会の吉尾理事より以下の報告がなされた。

・災害の報告。コロナで活動見送りが目立つ。カフェは炊き出しの部類にあたる。八代市においては、カフェ活動が認められる可能性あり。

8. 来年の理事会・総会、FU研修(案) 令和3

(2021)年3月上旬

・谷山事務局長より以下の報告がなされた。
 ・東北大学において実施予定。おそらくオンラインになるだろう。

9. その他

・谷山事務局長より以下の報告がなされた。
 ・先月、コロナ対応についての日本臨床宗教師会の会員と日本スピリチュアルケア学会の会員を対象にしたアンケートを実施したが、報告義務があるので年内にはお知らせしたい。

・来年3月に、役員と監事の任期満了を迎える。マイナーチェンジになるだろう。まずは継続の意思確認をする。

以上

事務所住所の変更

事務所の住所が、以下に変更されました。

〒981-3201 仙台市泉区泉ヶ丘5-8-7

なお、郵送先はこれまでどおり、東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内です。

COVID-19感染拡大時のスピリチュアルケア提供者の活動状況について ～アンケート調査結果の報告～

谷山洋三(東北大学)

山本佳世子(天理医療大学)

新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)について、日本においても2020年2月以降、感染が全国に拡大し、様々な自粛要請がなされ、全国の病院や福祉施設では感染対策として面会制限等の措置が取られました。その間、特に第1波と呼ばれる2020年4月から5月においては、感染の恐怖、会えない孤独、多くの人が普段以上に大きなスピリチュアルペインを抱えているであろうことが予想されるにも関わらず、情報も少ない中で様々な場面でスピリチュアルケアの活動を行っている臨床宗教師やスピリチュアルケア師も、活動を自粛したり縮小したりせざるを得ませんでした。その後、第2波を迎える頃になると、感染対策をしたりオンラインを活用したりするなどして、新しい形で活動を再開する例も聞かれるようになりました。

こうしたときには、どのような工夫をしているのか、どうすればどんな活動ができるのか、情報共有が非常に大切です。しかし、スピリチュアルケア提供者の多くが個人での活動が多く、それぞれがバラバラに試行錯誤をする状況であったと思います。そこで私たちは、COVID-19感染拡大時にどのような活動ができ、どのような制限があったのか、実態を把握し、共有するために、日本臨床宗教師会および日本スピリチュアルケア学会を通じ、全国のスピリチュアルケア提供者の皆さんにアンケート調査を実施いたしました。その結果をご報告させていただきます。

・方法

全国で活動するスピリチュアルケア提供者を対象に、2020年7月22日から同年8月5日にGoogleフォームを用いた無記名での緊急アンケート調査を行いました。日本臨床宗教師会および日本スピリチュアルケア学会に協力を依頼し、それぞれの会員に対し、メーリングリストでアンケートのURLを送付してもらい、参加を呼びかけました。ご協力くださった皆様、本当にありがとうございました。

なお、本調査は天理医療大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施しました。

・結果

104件の回答があり、有効回答94件、そのうち何らかのスピリチュアルケア活動を行なっているとの回答のあった92件を分析対象としました。うち、臨床宗教師の有資格者は31名でした。

▶活動継続の可否

2020年4月の国による緊急事態宣言発出後、通常通りの活動ができていた者は14名（15%）、縮小した者が12名（13%）、形を変えた者が15名（16%）、自粛・休止した者が52名（56%）でした。常勤ないし非常勤で活動している者（33名）は28名（85%）が何らかの形で活動継続できていましたが、ボランティアで活動している者（56名）で活動継続できていた者は10名（18%）だけであり、ボランティアでの活動の難しさが浮き彫りになりました。ただし、活動地域や活動内容による活動継続の可否に差はなく、工夫次第では活動継続が可能なが示唆されました。

活動を縮小したり変化させたりしたものについて、その内容としては訪問・面談時間短縮、訪問・面談回数減少、対象者を制限、3密回避しソーシャルディスタンスを保つ、オンライン面談の実施、電話相談の実施、メールや手紙での対応、SNSを用いての不特定多数への発信が挙げられました。

▶COVID-19感染拡大時の対象者等のスピリチュアルペイン

活動を継続された方に伺ったケア対象者のスピリチュアルペインについては、感染への不安、全体的な不安の増大、スピリチュアルペインの増大、孤独感の増大、うつ傾向の増加といった内容の他、内省をより深めるようになった、死を想定しての会話が増えた、といった回答もありました。医療や福祉スタッフのスピリチュアルペインについても、感染への不安、社会との温度差からの苦悩、閉塞感・不安感等が挙げられました。さらに、COVID-19関係者のケアに関わった回答者からは、理不尽への問いや怒り、社会の偏見を恐れての苦しみ等が言及されました。

▶COVID-19関係者へのケア

病院で活動している31名のうち、なんらかの活動を継続していた者は6名、そのうちCOVID-19関係者のケアに関わった者は2名でした。また、COVID-19患者の受け入れのあった病院で常勤または非常勤で活動している者は5名いましたが、そのうちCOVID-19関係者のケアに関わったのは1名のみでした。スピリチュアルケア提供者の活動が緩和ケア病棟に限られている例も多いことが関係しているかもしれませんが、感染症患者へのスピリチュアルケアの難しさが示されました。

一方で、全体ではCOVID-19関係者へのケアに関わった者は11名おり、対象は患者2名、家族3名、濃厚接触者3名、医療者7名でした。回答者の活動場所は病院は3名のみで、残りの8名は寺院や教会、分かち合いの会などであり、病院外での関わりの可能性が示唆されました。

▶COVID-19感染拡大時のスピリチュアルケアの課題と気をつけたこと

活動を継続できた者は半数に満たない状況で、以下のような課題が挙げられました。

- 1.オンライン実施の限界・課題：病院等ではオンライン面談は医療者への負担が大きくハードルが高い。非言語的な情報を捉えることが難しく、十分な傾聴が困難。高齢者の場合や、音楽療法の場合など、対象や内容によっては環境整備が困難。
- 2.スピリチュアルケア提供者自身のスピリチュアルペイン：苦しんでいる人を前に何もできないもどかしさ、自身も感じる閉塞感や孤独感。

そうした中で、だからこそ、いつも以上に意識しての傾聴、意識しての声かけ、意識しての場づくりを心がけているという声が多く聞かれました。そして改めて生き方やあり方を見つめ直す機会とすると同時に、セルフケアやケア提供者自身の分かち合う機会の必要性が指摘されました。

アンケート調査を行なった2020年7月は感染の第2波を迎えていた頃でした。その後、本稿を執筆している2021年3月は第3波を何とか収めたかと思いきや、早々に第4波が見え始めているような状況です。ワクチン接種が始まったものの、変異株の感染も増加している中、感染収束は見通せずにあります。そうした中で、感染対策を実施しな

がらスピリチュアルケアの活動を再開している例はさらに増えていることが予想されます。病院や福祉施設で活動する者は活動施設と対話を重ね、カフェ活動や分かち合いの会等を実施している者はスタッフ同士で対話を重ね、活動再開・継続のために知恵を絞っているのではないのでしょうか。そうした過程で、スピリチュアルケアとは何なのか、自身の活動の目的や役割、意義等を見つめ直すことになったとも思います。制限されることも

多くありますが、ニーズがある限り、ゼロにするよりは少しでもないかできることを探して、みなさんと協力し、情報共有しながら、活動していただけることを願っています。

なお、本調査結果の詳細については、日本スピリチュアルケア学会発行の『スピリチュアルケア研究』第5巻に掲載される予定です。アンケート調査にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

困った時の頼み方：リファアーのすすめ

大村 哲夫

皆さんは、対面で、オンラインで、インターネットなどでケアを行なっていて、「この人は私の手に負えない」、「他の人に関わってもらう方が良さそう」、「手一杯でこれ以上無理」、「居住地の関係で他を紹介したい」などと思ったことはありませんか。そうした時には、無理に関係を続けず他の臨床宗教師や専門職に代わってもらうことも必要です。

この時まず大切なのは、ケア対象者を傷つけないことです。というのは、一旦引き受けた関係を途中で止めることは、「見捨てられた」とケア対象者に思わせ、傷つけることとなります。自分の入院や転勤などのやむを得ない場合を除き、交代をしなければならない時は、できる限り早めに伝えることです。

次に大切なことは、リファアー（紹介）のしかたです。リファアー先にはあらかじめ了解を得ましょう。リファアーされる人にも都合があります。ケア対象者に伝えてから、リファアーが受けられないとなるとやはりケア対象者は見捨てられたような思いを感じます。またリファアー先は、利害関係がない人・団体を紹介します。できる限りリファアー先を複数提示して、ケア対象者に選択権を与えることも大切です。

なお、医療福祉施設や公開の相談窓口などについての情報を提供する際には、特殊な状況を除いて、あらかじめ先方の了解を得る必要はありません。市町村の福祉事務所や保健所などがまとめていることがありますが、地域の相談窓口の情報を集めておくことをおすすめします。

長く「持続可能」な臨床宗教師活動を続けていくためには、決して無理をしないことと、助け合い支えあうことが不可欠です。

日本臨床宗教師会（郵送先）

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1 東北大学大学院文学研究科 実践宗教学寄附講座内
FAX: 022-795-3831 Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp URL: <http://sicj.or.jp>